

運輸施設整備事業団法施行令の一部を改正する政令案参照条文

運輸施設整備事業団法（平成九年六月十三日法律第八十三号）

（業務の範囲等）

第二十条 事業団は、第一条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二（略）

三 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う日本鉄道建設公団（当該事業につき、日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二條第二項の国土交通大臣の指示があつた場合に限る。次項第二号において同じ。）又は帝都高速度交通営団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四（略）

2（略）

9 第一項第三号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10（略）

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年六月二十八日法律第六十一号）

（対象となる鉄道及び地域）

第三条 この法律による特別措置は、次に掲げる鉄道及び地域について講じられるものとする。

一 鉄道 著しい住宅地需要が存する大都市地域において、大都市の近郊と都心の区域を連絡するものとして新たに整備される

大規模な鉄道であつて、当該鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると認められるもの

二（略）

（基本計画）

第四条 都府県は、前条に掲げる鉄道及び地域について、当該地域における宅地開発及び当該鉄道の整備の一体的推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2 都府県は、基本計画を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければな

らない。

3 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一号に掲げる鉄道として整備する鉄道（以下「特定鉄道」という。）の計画路線及び駅の位置の概要
二～七（略）

4～6（略）

7 総務大臣及び国土交通大臣は、基本計画に定める第三項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項について総務大臣が第一号及び第六号に掲げる要件に該当するものであると認め、並びに基本計画に定める同項第一号から第六号までに掲げる事項について国土交通大臣が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、当該基本計画に同意をするものとする。この場合において、その路線が二以上の都府県の区域にわたる特定鉄道に係る基本計画に対する同意は、同時にしなければならない。

一～六（略）

8・9（略）

（特定鉄道事業に係る許可の申請）

第六条 特定鉄道事業を経営しようとする者が当該特定鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可の申請を行う場合には、その申請書は、当該特定鉄道に係る第四条第七項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意があったときは、変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）に従った内容のものでなければならない。

（監視区域の指定等）

第九条（略）

2 同意重点地域及びその周辺の地域において、同意基本計画に定める特定鉄道（以下「同意特定鉄道」という。）が整備されるまでの間、国土利用計画法第二十七条の六第一項の規定により監視区域を指定する場合における同条第三項において準用する同法第十二条第二項の規定の適用については、同項中「五年以内」とあるのは、「同意基本計画に定める特定鉄道の整備の目標年次を勘案して必要な期間（その期間が十年を超える場合には、十年とする。）」とする。